

若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託概要

1 件名

若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託

2 契約期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

3 目的

東京都（東京都水道局。以下「委託者」という。）は、都営水道給水区域に在住、在勤又は在学の中学生から25歳までの若者（以下「若者」という。）に水道事業への理解や信頼を深めてもらうべく動画による広報展開を行うため、動画の内容や発信方法等について、若者の意見を取り入れるためのグループワークを令和8年度から実施する予定である。

令和8年度はテーマを「震災対策」としてグループワークを実施し、若者に対し震災対策についての理解促進を目指す。

本件は、実施に当たり、その効果を高めるため、若者の集客に効果的な広報案及びグループワークを企画運営するとともに、若者に届き響く動画の制作、発信及び拡散を委託するものである。

4 履行場所

受託者の本拠地及び受託者が準備した場所並びに委託者が指定する場所

5 委託内容

（1） グループワーク参加者の募集

募集に関する主な内容は以下のとおり想定している。受託者はこの内容を前提に、本事業の企画運営業務を実施すること。

受託者は応募者からの問合せ対応及びメンバー選定手続きを行うこと。

ア 募集内容

（ア） 応募資格

都営水道給水区域に在住、在勤又は在学している18～25歳

（イ） 募集人数

15名程度

（ウ） 募集期間

6月中

（エ） 選考面接

7月中旬 ※オンライン

(才) 最終結果通知

7月下旬

イ 応募者情報の管理

応募者情報は、個人情報であることに十分留意し、適切に管理すること。

なお、個人情報の取扱いについては、第13記載の内容を遵守すること。

(2) 提案力及び発信力があり動画制作に興味関心のある若者の集客に向けた広報策の提案及び実施

ア 都営水道給水区域に在住、在勤又は在学している 18~25 歳の方を対象に、応募者が十分に集まるよう、以下の通り広報策を提案及び実施すること。

イ 提案力及び発信力があり、動画制作に興味関心のある若者を15人程度集めるにあたり、応募者が十分に集まるよう、効果的な仕掛けや広報施策、インセンティブ（グループワーク 1 回参加当たり 5,000 円相当とし、参加者 1 人当たり 15,000 円相当を上限とする。）を提案し、委託者と協議の上、実施すること。

定員に満たない場合は、定員に達するまでの対策を講じること。

ウ 委託者の所有する以下の媒体の活用も可能とする。

(ア) 東京都水道局ホームページ

(イ) 特設ホームページ「おうち水道キャラバン」

(ウ) 東京都水道局公式YouTube

(エ) 東京都水道・下水道X

(3) 応募者の受付及び運営管理

本グループワークの参加者の申込受付を行うため、応募者受付のフォームを作成し、運営管理を行う。

なお、本事業専用の特設ホームページの設置は受託者の任意とする。

ア 受付の開設

(ア) 応募者受付のための受付及び管理体制を整えること。

応募者受付のフォームの作成及び運営に当たっては、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、応募者受付のフォームは、以下の事項を満たすものを選定すること。

a 取り扱う情報の機密性に応じて必要なセキュリティ対策を踏まえ、外部サービスの利用等に関する基準に従ってサービスを利用すること。

b 取り扱う情報の機密性に応じて必要なセキュリティ対策を踏まえ、外部サービス提供者の選定基準に従ってサービス提供者を選定すること。

また、以下の内容を含めたサイバーセキュリティ対策をサービス提供者の選定条件に含めること。

(a) サービスの利用を通じて委託者が取り扱う情報のサービス提供者における目的外利用の禁止

(b) サービス提供者におけるサイバーセキュリティ対策の実施内容及

び管理体制

(c) サービスの提供に当たり、サービス提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、委託者の意図しない変更が加えられないための管理体制

(d) サイバーセキュリティインシデントへの対処方法

(e) サイバーセキュリティ対策等、契約に定める事項の履行確認の方法
(f) サイバーセキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

c サービスの中止や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、必要な事項を外部サービス提供者の選定条件に含めること。

(イ) 受託者は、契約締結後速やかに、受付事務局の住所、電話番号及びメールアドレス（フリーメールは不可）を委託者に報告すること。

(ウ) 受託者は、応募者からの電話及び電子メールでの問合せに応じること。また、問合せ受付用に事務局専用の電話番号及びメールアドレスを開設すること。なお、問合せへの回答は概ね1営業日以内に対応すること。

イ 応募者情報の管理

委託者の作成する参加申込の入力フォームにより、受付した応募者情報等を管理及び集計すること。

ウ 収集する応募者情報

以下の情報については必ず収集すること。

その他、5(4)で後述する提案力及び発信力があり、動画制作に興味関心のある若者を選定するために必要な事項があれば、提案すること。

(ア) 都営水道との関係（在住、在勤又は在学）

(イ) 名前、フリガナ

(ウ) 住所

(エ) 電話番号

(オ) メールアドレス

(カ) 生年月日

(キ) グループワークを知ったきっかけ

(ク) 応募動機

(ケ) SNS アカウント

(4) グループワーク参加者の選定

参加者の募集期間終了後速やかに、応募者情報に基づく一次選考及びオンライン面接による二次選考を実施すること。

また、提案力及び発信力があり、動画制作に興味関心のある若者を選定する基準を提案すること。

ア 一次選考

受託者は二次選考に進む候補者を募集定員の1.5倍程度選定すること。選定に当

たっては、各候補者を選定した理由を委託者に示し、承諾を得ること。選定後は、応募者全員に電子メール等で結果を通知すること。

イ 二次選考

オンライン面接による二次選考を行うこと。この面接には委託者も同席する。対象者への面接日程の連絡をはじめ、面接時に使用する評価シートの作成等、面接を円滑に行うための一切の業務を実施すること。評価シートの作成にあたっては、委託者から事前に承諾を得ること。

オンライン面接に使用するWEB会議ツールほか、面接の実施に必要となるものは全て受託者が用意すること。対象者への連絡は、電子メールで行うことを原則とするが、必要がある場合は、電話での連絡及び説明を行うこと。対象者へ送付する電子メールには、問合せ先となる受託者の電話番号を明記し、二次選考における緊急連絡等への対応を可能とすること。

ウ 選考会議の開催

二次選考終了後速やかに、委託者を含めた選考会議を開催し、参加メンバーを決定すること。開催に当たり、応募者情報や面接結果等をまとめた資料の作成等、選考会議の開催に当たって必要となる一切の業務を実施すること。参加者決定後、二次選考を実施した応募者全員に電子メール等で結果を通知すること。

エ 参加メンバーとの連絡調整

参加者に対する連絡は、電子メールで行うことを原則とするが、必要がある場合は、電話での連絡及び説明を行うこと。参加者の電子メールでの連絡に当たっては、問合せ先となる受託者の電話番号を明記し、以後、履行期間を通じて、参加者からの問合せを可能とすること。

(5) グループワークの企画提案及び実施

グループワークの企画及び運営に当たって、東京都水道局ホームページ内「水道サポート制度」の紹介ページ

(<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/kouhou/suisapo/>)

を踏まえ、参加者が楽しく水道事業を学び、動画作成についてより良い意見をもらえるグループワークを提案及び実施すること。

ア グループワーク実施日時

令和8年8月から9月中に3日程度（土曜日又は日曜日、各日3時間程度）

イ 開催場所

グループワーク1日目は局所有施設で実施する。

グループワーク2日目及び3日目について、参加者がアクセスしやすい会場を提案し、会場の手配や会議の実施に必要な機器等の準備をすべて行うこと。なお、グループワークが円滑に進むよう、インターネットが利用可能な端末や通信環境等整えること。

ウ 参加人数

15人程度とする。

エ グループワーク企画に当たっての留意点

- (ア) 参加者の受付を設けて、本グループワークの参加者の確認をすること。
(イ) 以下のスケジュールでグループワークを実施すること。

a 1日目

震災対策に関する事業説明及び委託者が指定する施設での応急給水体験を行う。なお、事業説明に必要なパワーポイント資料の作成及び当日の説明と、応急給水体験で使用する資器材の準備、説明、指導は委託者が行う。

応急給水体験を実施するため、受託者が用意するイベント保険に、参加者に加入してもらうこと。

受託者は、委託者の提供する配布資料の印刷、配布、会場準備、パソコン、音響設備等の設定を行うこと。なお、会場で使用する什器類は当局施設のものを利用すること。

b 2日目

参加者を3班程度に分け、各班で動画についてグループワークを行う。

c 3日目

各班の意見をまとめた、受託者が提案する台本や編集について、全体でグループワークを行う。

- (ウ) オンデマンド配信にて、作成した動画を参加者に視聴してもらい、意見や感想を電子メールにて受領すること。

受領した意見を踏まえ、必要に応じて修正等の対応をすること。

- (エ) グループワークはオフラインで実施することを原則とする。ただし、やむを得ない事情等により、オンラインでの参加を希望するメンバーがいる場合、または欠席したメンバーがいる場合は、必要な対応を行うこと。

- (オ) 受託者は各班に以下の要件を満たすファシリテーターを配置すること。

ファシリテーターを外部登用する場合、その際発生する一切の費用は、受託者負担とする。

a 若者の意見交換の場や類似の場で、グループワークや意見聴取等を複数回行った業務経験を有する者

b 本事業の内容について十分な理解がある者

c 参加者が受け身にならず、主体的にグループワークに参加できるよう留意しつつ、議論の交通整理や必要な情報提供、示唆を行うことで、参加者の考えを引き出すことができる者

d 参加者の理解力に応じて、説明内容や話す速度に配慮できる者

e 一部の参加者に発言が集中するがないよう、参加者全員で議論できる雰囲気づくりを行える者

(カ) 受託者は、以下の要件に合致する動画作成のアドバイザーを配置すること。

アドバイザーを外部登用する場合、その際発生する一切の費用は、受託者負担とする。また、起用するアドバイザーの候補者を委託者に提案し、委託者の承認を受けてから正式に起用すること。アドバイザーが動画の作成を兼ねることも可能とする。

a 商業動画、広告動画の作成経験や知見のある者。なお、広告動画はCMに限らず、YouTube や SNS での動画などの作成経験は必須とする。

b 本グループワークの1日目～3日目に参加でき、参加者に動画作成のアドバイスを行うことができる者

c 動画作成の過程において、アドバイスを行うことができる者

(キ) 受託者は、以下の要件に合致するインフルエンサーを配置すること。

起用するインフルエンサーの候補者を委託者に提案し、委託者の承認を受けてから正式に起用すること。また、起用するインフルエンサーについては、経歴を十分確認し地方公営企業である水道事業体が行う事業にふさわしいか検討するとともに、後発的な事情で起用することが困難となった場合を想定し、万が一の対応策も提示すること。起用にかかる一切の費用は、受託者負担とする。

a 若者に対して発信力及び訴求力があり、本事業の認知度向上や広報に協力的で、イメージアップにつながる人物であること。

b 本グループワークの1日目及び2日目に参加でき、参加者と一緒にグループワークを行える人物であること。

c 当人のSNSにて本イベント及び作成した動画に関する告知について、複数回、当人の言葉で発信できること。

d 公共性の高い事業にふさわしい人物であること（過去の経歴等も十分に確認した上で検討すること）。

(6) 若者を意識した動画の提案参加者の意見を取り入れた動画の制作

本事業の目的やテーマ「震災対策」を理解し、若者に響く動画の表現方法を提案すること。

グループワーク参加者から出た意見をもとに、1～3分程度の動画を制作すること。

グループワーク2日目終了後、各班の意見をまとめる作業を委託者と行い、3日目のグループワークで参加者に提示するシナリオ又は簡易なテスト動画を制作すること。

グループワーク3日目終了後、再度委託者と協議を行い、動画を完成させること。

また、完成した動画をもとに、動画広告等に使用する30秒及び15秒の動画を作成すること

(7) 動画の拡散

(6) で制作した 15 秒動画の再生回数の合計が、100 万回以上となるような広報策を提案、実施及び運用し、実績報告を行うこと。

また、参加者本人及びインフルエンサーからの発信について、本グループワーク及び制作した動画の SNS での拡散について実績報告を行うこと。

(8) 動画の公開

(6) で制作した 15 秒動画を、都内の若者の認知度向上に資する街頭ビジョン等（都営水道給水区域内の区部及び多摩地域それぞれ 1 箇所）に 1 週間掲載すること。

(9) 記録映像の制作

本グループワークの参加者の活動の様子を撮影した記録映像を制作し、委託者の承諾を受けること。翌年度の募集業務でも活用することを想定しているため、若者が関心を持つように工夫すること。

また、記録映像の詳細要件は以下のとおりとする。

ア 映像の長さ

3 分程度

イ 規格・形式

YouTube への掲出を前提とし、最適な規格・形式で制作すること。

ウ 字幕テロップ

動画全編を通じて日本語の字幕テロップを付すこと。

エ ナレーション

内容の理解促進に資するよう、適切なナレーションを付けること。

オ その他

参加者が特定されないよう工夫すること。

また、受託者は、記録映像に自身が映り込む可能性があること、及びその映像が一般公開されることについて、参加者に同意を得ること。

(10) 打合せ協議

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打合せ協議を行い、仕様書の解釈及びその具体的事項について十分協議し、本委託業務の目的を確実に達成しなければならない。

また、受託者の業務責任者及び業務従事者は、委託者の求めがあれば、委託者の指定する時間内に打合せを行い、適切な説明及び報告を行うこと。

なお、打合せは原則として委託者の本拠地で行うこととするが、当局と協議の上、Web 会議等で代替することができる。打合せの終了後は速やかに打合せ議事録を作成し、提出すること。

また、電話などの日常的な打合せについても、打合せ内容について隨時記録を行い、当局の求めに応じて提出すること。

(11) 報告実施

ア 申込受付期間後

申込受付期間が終了した際、提案した選定方法により選定し、委託者に報告すること。

イ グループワーク終了後

(ア) グループワークの翌営業日に、参加者名簿の電子データを委託者が指示する方法で提出すること。

(イ) グループワークの写真、映像記録及び参加者が発言した議事録を作成し、電子データで提出すること。

ウ 全業務完了後

全体を通じた実施報告書を作成し、委託者に提出すること。

また、その電子データをCD-R又はDVD-Rに納め、提出すること。

6 運営体制の提案

受託者は、上記5（1）から（11）までを実施するにあたっての、契約期間全体を通しての業務推進体制図を書面により示すこと。

体制図案には、参加者等の問合せ対応を行う事務局を含めること。事務局は、問合せ対応の他に参加申込受付及び参加決定通知（当落通知）、リマインド通知等の電子メールは受託者が用意したメールアドレスから送信するため、専用のメールアドレスを設けること。グループワーク当日に関しても、参加申込している方からの欠席連絡等の対応を会場でもできるようにすること。

なお、メールアドレスは委託者が実施するグループワークであることについて、申込者に疑念を抱かせないものにし、委託者の承認のうえ決定する。

また、体制図案には、あらかじめ選出した本契約全体に係る業務責任者、制作物やグループワーク実施等担当部署、再委託先等も反映させること。

体制図案とともに、主要な担当者の略歴も明記すること。

なお、業務責任者等の選出及び業務体制については、契約締結後に委託者の承諾を得たうえで決定する。

7 全体工程表

工程表を作成したうえで、あらかじめ委託者の了承を得ること。

8 事業費の提示

契約期間内の事業費は、アプローチごとの事業費も示すこと。

9 再委託の取扱い

(1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により委

託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

- (3) 委託者の承諾が得られた本委託業務の一部を再委託する場合においては、受託者と同様に再委託先においても本業務に関する契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 再委託先は、以下の者であってはならない。
 - ア 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 水経契第 724 号)に基づく指名停止期間中の者
 - イ 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成 22 年 11 月 15 日付 22 水経契第 368 号)第 3 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者
- (5) 受託者は、委託者が再委託先に対して承諾した業務を再々委託することができないことを周知・徹底しなければならない。
- (6) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。
- (7) 受託者は、当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

10 契約事項の遵守

本契約の実施に当たっては、条例、規則及び関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

なお、グループワーク運営にあたっては、「東京都グリーン購入ガイド 23. 普及・啓発等に係る環境配慮」を適用する。

11 目的外使用の禁止

受託者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない。

12 秘密の保持

- (1) 受託者は、本契約の履行に際して知り得た業務の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

13 個人情報保護

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適正に取り扱うものとする。
- (2) 受託者は、コンピューターにより処理する個人情報については、東京都水道局デジタルサービス開発・運用規程(令和 5 年東京都水道局管理規程第 24 号)の趣旨を踏まえ、取扱いには最大の注意を払わなければならない。
- (3) 委託者から個人情報の記載された資料を貸与された場合、受託者は、委託者に対

し、受領書を発行しなければならない。

なお、委託者が貸与する資料に記載された個人情報は、東京都の保有する個人情報であり、受託者は、これを目的外に利用してはならず、委託者が認める場合を除き、許可なく複写又は複製してはならない。

- (4) 受託者は、委託者から貸与された個人情報及び収集した個人情報の記載された資料を鍵の掛かる場所に保管しなければならない。
- (5) 契約期間満了後は、受託者は、この業務に関わり入手したデータの全てを確実な方法で完全に破棄することとし、破棄に当たっては、その旨をあらかじめ委託者に通知するとともに、破棄したことを文書にて委託者に報告しなければならない。
また、委託者は、データの破棄の際に、立ち会うことができるものとする。
- (6) 申込者等へメール等を送信する際には、内容物と送付先が一致しているか、送付先に間違いがないかを複数人で確認すること。
- (7) 受託者において、個人情報の取扱いにつき、業務責任者がダブルチェック等による適切な対応を行うこと。
- (8) 個人情報の運搬に当たっては、盜難又は紛失等を防止することができる形状、機能を持つ鞄等に収納する。また、個人情報を収納した鞄等は常に肌身離さず携帯し、移動経路は必要かつ最小限のものとする。
- (9) 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、別紙1「個人情報を取り扱う業務委託契約に係る標準特記仕様書」に記載の責務を負うとともに、その適正な管理のために、必要な体制の確保に万全の措置を講ずること。

14 著作権等

- (1) 受託者がこの契約に基づき作成した作成物に関する一切の権利は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利を有する場合においても、これを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 前項の規定は、受託者の従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (4) 前2項の規定については、本契約終了後も継続する。
- (5) 受託者は、著作権法第21条から第28条までに規定する権利を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (6) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に係る利用許諾等の処理は、受託者の責任及び費用で適正に行うこと。
- (7) 委託者は、制作意図に反しない限り、制作物は編集、複製及び他の媒体に使用することがある。また、委託者が実施する事業及び広報物等で原画を使用することがある。
- (8) 画像、動画及び文章などで生成AIを使用する場合は、事前に使用箇所を委託者

に申請し、合意を得た上で制作を進行すること。また使用する場合も既存の著作物に対する著作権侵害とならぬよう、依拠性に十分に配慮した上で生成を行い、一般に公開されている著作物に対して類似性を認められないか、調査及び確認を行った上で制作物を提出すること。依拠性の担保のため、制作に使用したプロンプト及び参照した画像等については、委託者の求めに応じて提出できるよう記録すること。

15 信用失墜行為の禁止

受託者は、本委託の履行に当たり不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為を行わないこと。

16 進行管理

受託者は、常にこの契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。

17 報告

受託者は、委託者がこの契約における業務の進行状況について説明を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

18 提出物

次に掲げる提出物について、下記のとおり提出すること。

項目番号	提出物	提出期限及び提出体裁等	備考
1	担当者及び責任者届 ※任意書式	契約締結の日の翌日から5営業日以内に提出（1部）	
2	業務計画書（工程表） ※任意書式	契約締結の日の翌日から5営業日以内に提出（2部程度）	
3	打合せ議事録 ※任意書式	隨時に電子データ（メール送信）で提出	
4	参加者の意見を取り入れた動画	電子データを収めた媒体で提出	
5	記録映像	電子データを収めた媒体で提出	
6	グループワークの写真、映像記録動画及び参加者が発言した議事録	電子データを収めた媒体で提出	
7	実施報告書 ※任意様式	業務完了後に電子データ（メール送信）で提出	

8	グループワーク運営マニュアル、その他グループワークで使用する資料一式	グループワーク 2週間前に電子データー式で提出	グループワーク運営概要（当日スケジュール）、体制図、スタッフ配置図、会場レイアウト図、緊急連絡体制及び対応、会場備品一覧等を含む
9	運営体制図 ※任意書式	契約締結の日の翌日から 5 営業日以内に電子データ（メール送信可）で提出	
10	委託業務完了届及び検査証（別紙 3）	業務完了後に提出（1 部）	

※その他必要に応じて委託者が指示する資料を提出すること。

※電子データについては、特別記載のない場合 C D – R 又は D V D – R に納めて提出すること。

19 委託料の請求方法

（1）委託業務完了届の提出

受託者は、当該契約業務を完了したときは、上記の 18 提出物の各提出物を添えて速やかに別紙 3 「委託業務完了届及び検査証」を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。

（2）請求

受託者は、上記（1）に基づき、委託者の検査に合格したとき、委託者へ委託料の請求を行うことが出来る。

20 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

（1）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）

第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

（2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

21 その他

（1）委託者が提供するデータ等は、履行終了後、発注者の指示に従い速やかに返却又

は消去すること。

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準でのセキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することできなかつたことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

- (2) 適格請求書発行事業者は、登録通知書の写し又は国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの写しを提出すること。
- (3) 本仕様書についての疑義は、発注者と受注者との協議により解決すること。必要に応じて、協議書を提出すること。
- (4) 本仕様書に記述のない事項については、別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の定めによる。

22 担当部署

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎23階北側

東京都水道局サービス推進部サービス推進課（企画担当）

電話 03-5320-6326 ファクシミリ 03-3343-2230

個人情報を取り扱う業務委託契約に係る標準特記仕様書

第1章 総則

(秘密等の保持)

- 第1条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をこの契約以外の目的で他人に知らせ、また、この契約以外の目的に利用してはならない。
- 2 受託者は、この契約が終了し、又は解除された後においても、前項の規定を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日（最終改訂：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第2条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(受託者に提供する個人情報の範囲)

- 2 この契約による業務の処理に際して、委託者が受託者に対して提供する個人情報（以下「委託者提供個人情報」という。）がある場合、委託者は、その提供する個人情報の件名及び件数等について、目録として事前にその旨を明示する。

(受託者が東京都以外の第三者から取得する個人情報の範囲)

- 3 この契約による業務の処理に際して、受託者が都民及び委託者以外の第三者から直接取得する個人情報（以下「受託者取得個人情報」という。）がある場合、委託者は、その取得が予定される個人情報の件名や件数等について、可能な限り具体的に見積を行った上で、その内容を、目録として、事前にその旨を明示する。

この場合、受託者は、業務の進捗等を報告するに当たって、必要に応じ、目録の記載内容を修正し、委託者に報告するものとする。受託者取得個人情報のうち、目録に定めがないものについては、委託者及び受託者間で別途合意をした上で、当該受託者取得個人情報の処理権限を定めるものとする。

(表明保証)

- 4 受託者は、この契約において取り扱う個人情報を処理する場合には、その作成、取得及び提供等について、個人情報保護法に定められている手続を履行していることを保証するものとする。

(権限)

5 受託者は、この契約で明示的に規定されるものを除き、この契約において取り扱う個人情報について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止を行うことのできる権限を有しない。

第2章 安全管理体制

(責任体制の整備)

第3条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、従事者)

第4条 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受託者は、責任者に、従事者が本特記仕様に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 4 受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、受託業務により知り得た個人情報を他に漏らしてはならないことなど、個人情報保護に関して必要な事項の周知徹底をしなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、委託者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(従事者等の教育及び研修)

第6条 受託者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における委託者の機関及び受託者の義務並びに本特記仕様において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修の実施に関して計画を定めなければならない。この計画には、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えいが生じた際に負う民事上並びに刑事上、行政上の責任等に関する事項を含むものとする。

3 受託者は、第1項の教育及び研修は、責任者及び従事者にこの契約による業務を行わせる前に少なくとも1回は行わなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、個人情報処理について再委託（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を行う場合、個人情報を適切に管理する能力を有しない事業者を選定しないようにするために、再委託しようとする業者名及び次の各号に規定する項目を記載した書面を委託者に通知し、東京都水道局個人情報取扱事務要領第6.7に定める委託者の承諾を得なければならない。再委託の内容を変更する場合又は選定した業者が個人情報を適切に管理する能力を有しないことが判明した場合において別の業者に変更する場合も同様である。

- (1) 再委託を行う業務の内容及び事業執行場所
- (2) 再委託で取り扱う個人情報の目録
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方に対する個人情報保護法第25条等に基づく監督方法

2 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

3 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

- 4 受託者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、委託者の求めに応じて、その状況等を委託者に適宜報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の管理監督とは別に、再委託の相手方における責任者及び従事者に対して、この契約による業務を行わせる前に、少なくとも1回は第6条第1項に定めるものと同等以上の教育及び研修を行わせなければならない。

(目的以外の利用禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は委託者から引き渡された文書等（当該文書に記録された個人情報の全部又は一部を複写及び転写等した他の媒体を含む。以下、本特記仕様において同じ。）を委託者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製等の禁止)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された文書等を委託者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製若しくは転写してはならない。

(個人情報の安全管理)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は委託者から引き渡された文書等に記録された個人情報を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。

- 2 受託者は、委託者から文書等の引き渡しを受けた場合は、委託者に受領書を提出する。
- 3 受託者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。委託者は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。
- 4 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、第1項の個人情報について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

- 7 受託者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。
- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
 - (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
 - (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
 - (4) 上記(1)及び(2)について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記(3)について責任者が了解していることその他責任者が指示した安全対策を講じること。
- 8 受託者は、この契約による業務を処理するために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- なお、クラウドサービスを利用する場合は、クラウドサービスに対する各種の認定・認証制度（ISMAP、ISO/IEC27001・27017・27018、JISQ27001等）の適用状況から、クラウドサービスの信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し選定すること。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

- 第11条 委託者から引き渡された文書等に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために委託者の指定した様式により、及び委託者の名において、受託者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、委託者に帰属するものとする。
- 2 受託者は、この契約による委託業務完了時に、委託者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 3 受託者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受託者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を委託者に提出しなければならない。ただし、他の法令に基づき受託者において一定期間の保管が義務付けられている個人情報については、受託者は、廃棄又は消去できない個人情報の概要に関する情報（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去しない根拠法令、責任者、法令に基づき予定される廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を上記証明書に記載すること。
- 6 受託者は、廃棄又は消去に際し、委託者が立会いを求めたときはこれに応じなければならない。

第3章 事故対応及び検査

(漏えい等発生時の対応)

- 第12条 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、その事態に係る帰責の有無にかかわらず、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を委託者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。この場合、受託者は、当該措置に係る費用を負担することとする。
 - 3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、委託者が事実関係の公表に当たって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(立入調査等)

- 第13条 委託者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認め

るときは、受託者に報告を求めるここと及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならぬ。

- 2 受託者は、再委託を行なう場合は、前項と同等の措置を講じるよう再委託の相手方に対して求めなければならない。また、受託者は、必要に応じて委託者が再委託の相手方に報告を求めるここと及び再委託の相手方の作業場所を立入調査できるよう、必要な調整を行うものとする。この限りにおいて、受託者は、再委託の相手方の作業場所を立入調査できるように調整した記録（再委託の相手方に連絡した日時及び連絡内容、連絡の結果による再委託の相手方の返答内容など）を、委託者の求めに応じて書面により報告しなければならない。

第4章 契約解除及び損害賠償等

(契約の解除)

第14条 委託者は、受託者が本特記仕様に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできないものとする。
- 3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、委託者は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償等)

第15条 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記仕様に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第12条第1項に規定する事態に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合には、直ちに委託者に対して書面により通知するものとし、かつ、自己の責任及び費用負担において、当該紛争等を解決することとする。
- 3 受託者は、第12条第1項に規定する事態に起因又は関連して、委託者が被った損害又は損失及び費用（漏えい等した個人情報の本人である被害者から委託者に対してなされる訴訟並びに慰謝料又は損害賠償の請求その他紛争解決手段の行使に対応するために委託者において発生した費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、委託者の求めに応じて、当該損害等の全部又は一部を補償する。

4 第1条第3項に基づき管理された個人情報の取扱いについて委託者が損害を被った場合には、委託者は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第4条及び第5条に基づく損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第16条 受託者は、東京都水道局保有個人情報の安全管理に関する基準（別添）及び本特記仕様の解釈等、個人情報の取扱いについて疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。この限りにおいて、委託者は、委託者の情報セキュリティ管理体制の維持に支障がない範囲で受託者に対して情報提供を行うものとする。

第17条 第15条の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、受託者が再委託等（再々委託及びそれ以降の委託を含む。）をした相手方において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が要請又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものも含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等。「8 情報の保管及び管理」において、以下同じ。）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

- (ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。
- (イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。
- (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。
- (エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の要請に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得

るとともに、委託者の立会い又は監督のもとで消去を行うこと。委託者が管理する個人番号利用事務系の記録媒体においては、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法により行うとともに、委託者が抹消措置の完了まで立会い等のもとで消去を実施、又は破壊の証拠写真若しくはカメラ映像の記録等確実に復元が不可能であることを証明する資料を添付資料として提出すること。

- カ (1) エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の要請に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1) エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の要請があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が要請すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面又は電磁的記録により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (3) (2)の書面又は電磁的記録には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (4) 再委託先は、以下の者であってはならない。

ア 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17水経契第724号）に基づく指名停止期間中の者

イ 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月15日付22水経契第368号）第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

- (5) 受託者は、再委託の申し出を行う際には、委託者に対して2(1)の作業体制に再委託を含めて提出すること。
- (6) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び要請等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る要請を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る要請があった場合には、それらの要求又は要請に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、この契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるこの契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）の全部を、この契約の対価の支払いをもって委託者に移転する。納入物納品後から委託者に著作権を移転するまでの期間、委託者に対し納入物の利用を認めることとする。ただし、納入物に利用又は内包されている著作物にかかる著作権のうち、受託者又は第三者（委託者と受託者以外の者を言い、著作物の提供者をはじめ、受託者の従業員、本特記仕様書10の規定による再委託先及びその従業員を含む。「14 著作権等の取扱い」において、以下同じ。）がこの契約の締結以前から有していたものは、これを留保する。
- (2) 受託者は、(1)ただし書きで自己に著作権を留保した著作物について、委託者がその運用のために最低限必要な範囲で、著作権法第21条から第26条までの規定に抵触しない範囲で稼働すること（以下「使用」という。）及び同法第27条、第28条に規定する翻案及びその利用（以下「改变」という。）を行うことを認めるものとする。

- (3) 受託者は、(1) ただし書きで第三者に著作権を留保した著作物について、委託者がその運用のために最低限必要な範囲での使用、改変を行うことを認めるよう、第三者との権利調整を行うこと。
- (4) 受託者は、委託者に移転せずに留保した著作権がある場合、権利の保有者、権利内容及び権利範囲の内訳を明らかにし、委託者に書面で提出すること。
- (5) 受託者は、納入物のうち委託者に著作権を譲渡する著作物及び委託者に著作物の改変を認めれる範囲において、著作権法第19条に規定する氏名表示権及び同法第20条に規定する同一性保持権（以下「氏名表示権及び同一性保持権」という。）を行使しないものとする。
- (6) 受託者は、納入物のうち、委託者に著作権を譲渡する著作物及び委託者に著作物の改変を認めれる範囲において、第三者が氏名表示権及び同一性保持権を行使しないよう、権利調整を行うこと。
- (7) 前（2）から（6）までにかかる対価は、この契約の契約金額に含むものとする。
- (8) この契約の履行に当たり、特許権等の産業財産権の取得を検討すべき発明、考案等が行われた場合は、別途取扱いを協議する。
- (9) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権等の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

令和 年 月 日

委託業務完了届

件 名	若者への戦略的な情報発信に係る動画制作等業務委託				
契 約 番 号			契 約 年 月 日	令和8年 月 日	
履 行 場 所			契 約 期 間	契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで	
処 理 内 容	単 位	数 量	単 価 (税込)	金 額	
	式	1			
上記のとおり委託業務が完了したのでお届けします。			合 計		
			うち消費税		
東京都水道局長 殿					
受託者 住 所					
氏 名					

検査証

決 定 権 者		課 長 代 理		担 当 者	
---------	--	---------	--	-------	--

上記のとおり検査の結果相違なく完了したものと認める。

令和 年 月 日

検査員

立会員